

# 隠岐広域連合地球温暖化対策実行計画

## 1. 地球温暖化問題の概要

地球は太陽からの日光(日射エネルギー)により暖められ、地表から熱(赤外線)を放出しています。この熱の多くは宇宙空間に放出されますが、一部は大気に吸収され地球に留まります。この作用を「温室効果」といいます。

大気には、「温室効果ガス」(二酸化炭素、メタン、一酸化炭素など)という気体が含まれ、この温室効果ガスによって地球は現在の大気温度に保たれています。もし温室効果ガスが存在しなければ地表の平均温度は約マイナス18℃になると言われています。

しかし人間が石油や石炭などの化石燃料を燃やして使用するようになり、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加しました。温室効果ガス増加により大気に多くの熱が吸収され大気温度が上昇しています。この現象が「地球温暖化」です。

地球温暖化で懸念されている地球環境影響としては、海面水位の上昇に伴う陸地の減少、豪雨、干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

## 2. 計画策定の目的

国は1990年(平成2年)に策定した「地球温暖化防止行動計画」の中で、地方公共団体へ可能な地球温暖化防止の取組を行うことを求めています。また1997年(平成9年)には京都で開催された「気候変動枠組条約<sup>\*1</sup> 第3回締約国会議」で「京都議定書<sup>\*2</sup>」が採択され、これを受けて議長国であった日本は1999年(平成11年)に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、地球温暖化対策法という。)を施行し、この中で地方公共団体に対して、地方公共団体の事務所などで排出する温室効果ガスの排出抑制などの実行計画の策定・公表を義務づけました。隠岐広域連合も地方自治法第292条における都道府県及び市町村への準用規定に

\*1 気候変動枠組条約 正式には「気候変動に関する国際連合枠組条約」 気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定させることを究極的な目標とする条約。

\*2 京都議定書 1997年(平成9年)京都において「気候変動枠組条約第3回締約国会議」で採択された議定書。先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国毎に設定したもの。(日本 6%、アメリカ 7%、EU 8%など)

基づき策定義務を有しています。

隠岐広域連合では、自らの事務及び事業で排出する温室効果ガスの排出量を削減するため「隠岐広域連合地球温暖化対策実行計画」(以下、温暖化対策実行計画という。)を策定します。

### 3. 計画の期間

温暖化対策実行計画の期間は、2007年(平成19年)度から2011年(平成23年)度の5年間とします。

### 4. 計画の対象範囲

温暖化対策実行計画の対象範囲は、隠岐広域連合事務局、隠岐島前病院、隠岐病院、隠岐島消防本部(消防署)、隠岐島消防署島前分署、隠岐島消防署島前分署海士出張所、隠岐島消防署島前分署知夫出張所及び知的障害者援護施設(仁万の里更生部・授産部・児童部)とします。

### 5. 計画の対象項目

温暖化対策実行計画において排出量算定及び削減目標を設定する温室効果ガスの対象項目は、地球温暖化対策法で排出削減を求めている温室効果ガスのうち、「二酸化炭素」のみとします。

### 6. 温室効果ガスの排出状況

2005年(平成17年)度二酸化炭素排出量(実績)

調査項目	使用量		二酸化炭素排出量		
	使用量	(単位)	排出係数(単位)	排出量(kg-co2)	
建物	電気	1,986,213	kwh(キロワットアワー)	0.3840 kg-co2/kwh	762,705
	ガソリン		l(リットル)	2.3587 kg-co2/l	
	軽油	900	l(リットル)	2.6444 kg-co2/l	2,380
	灯油	172,916	l(リットル)	2.5284 kg-co2/l	437,202
	A重油	118,974	l(リットル)	2.6977 kg-co2/l	320,956
	B重油		l(リットル)	2.8325 kg-co2/l	
	液化石油ガス	17,703	kg(キログラム)	3.0065 kg-co2/kg	53,225
	液化天然ガス		kg(キログラム)	2.6879 kg-co2/kg	
	公用車	ガソリン	26,570	l(リットル)	2.3587 kg-co2/l
軽油		9,957	l(リットル)	2.6444 kg-co2/l	26,330
廃棄物	プラスチック	712	kg(キログラム)	2.4420 kg-co2/kg	1,739
	その他				
合計				1,667,208	

対象施設などの活動実績数値(エネルギー消費量など)をもとに、地球温暖化対策法第8条第1項に係る「実行計画」策定マニュアルの温室効果ガス排出係数を使用して温室効果ガス総排出量を積算しています。

## 7. 計画の目標

2011年(平成23年)度二酸化炭素排出量(目標値)

調査項目	使用料		二酸化炭素排出量		
	使用料	(単位)	排出係数(単位)	排出量(kg-co2)	
建物	電気	1,885,053	kwh(キロワットアワー)	0.3840 kg-co2/kwh	723,859
	ガソリン		l(リットル)	2.3587 kg-co2/l	
	軽油	853	l(リットル)	2.6444 kg-co2/l	2,258
	灯油	164,109	l(リットル)	2.5284 kg-co2/l	414,933
	A重油	112,915	l(リットル)	2.6977 kg-co2/l	304,610
	B重油		l(リットル)	2.8325 kg-co2/l	
	液化石油ガス	16,800	kg(キログラム)	3.0065 kg-co2/kg	50,516
	液化天然ガス		kg(キログラム)	2.6879 kg-co2/kg	
公用車	ガソリン	25,218	l(リットル)	2.3587 kg-co2/l	59,479
	軽油	9,451	l(リットル)	2.6444 kg-co2/l	24,987
廃棄物	プラスチック	676	kg(キログラム)	2.4420 kg-co2/kg	1,655
	その他				
合計					1,582,297

温室効果ガス総排出量(二酸化炭素排出量)を、2011年(平成23年)度までに2005年(平成17年)度に対し5パーセント(1%/年)削減します。

## 8. 具体的な取組

### (1) 電気使用量

#### 冷暖房

温度設定可能な電気冷暖房設備は、冷房設定温度を28、暖房設定温度を20とする。

電気冷暖房設備の年間使用日数・使用時間を削減する。特に7月を冷房、12月を暖房の使用削減強化月間と位置付け工夫して取り組む。(網戸を設置するなど自然風を利用し冷房設備を使用しない。)

電気冷暖房設備のフィルター清掃などをこまめに行う。

#### 照明

使用しない部屋・場所、昼休みなどにおける消灯を徹底する。

廊下、階段、トイレ及び給湯室のこまめな節電を行う。

照明器具の清掃をこまめに行う。

#### OA機器

パソコンなどOA機器の使用については低電力モードを利用するなど省電力に努めるとともに、昼休みなど使用しない時間は主電源をOFFにする。

#### その他電気製品

コーヒーマーカー、電気ポットの主電源はこまめにOFFにし使用時間の短縮を図る。

テレビは主電源を使用時以外はOFFにする。

#### エレベーター

庁舎等での上下3階程度の移動の場合は階段を利用するよう努める。

### (2) ガソリン、軽油及び灯油使用料

#### 冷暖房

病院内の冷暖房設備、また石油ストーブなどの灯油を燃料とする暖房器具を使用する際も電気設備同様、温度設定可能な冷暖房設備は、冷房設定温度を27、暖房設定温度を19とする。

年間使用日数・使用時間を削減する。特に7月を冷房、12月を暖房の使用削減強化月間と位置付け工夫して取り組む。(網戸を設置するなど自然風を利用し冷房設備を使用しない。)

冷暖房設備のフィルター清掃などをこまめに行う。

#### 公用車

できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用し公用車の使用を控える。

公用車使用時は、待機時のエンジン停止など「アイドリング・ストップ」を実施し、急発進、急停車などをしない省エネ運転をするよう努める。

タイヤ空気圧の調整など車両整備をするよう努める。

公用車を更新する際は低公害車、低燃費車を購入するよう努める。

### (3) 重油使用料

#### 庁舎用重油

隠岐病院内ボイラー設備(給湯・器具滅菌)、知的障害者援護施設ボイラー設備(給湯)は設定温度の調節などをこまめに行い省エネ運転をするよう努める。

### (4) 液化石油ガス・液化天然ガス使用料

#### 庁舎用ガス

ガス瞬間湯沸かし器の種火は使用時以外は消す。

### (5) 廃棄物量

事務用品、備品などの長期使用に努め、修繕などを行い再利用を図る。

### (6) その他

#### コピー用紙、封筒

電子メールなどを活用し紙ベースでの文書削減を図る。

資料の共有化を図り個人資料を削減する。

会議資料はなるべく個人配布物を減らすようプロジェクター等を活用し、配布物を作成する場合は縮小、両面コピーなどの機能を活用し資料枚数の削減に努める。

会議文書に添付する封筒は極力使用しないこととし、やむを得ず使用する場合

は、使用済み封筒の再利用に努める。

F A X 送信表・添書は極力省略する。

コピーミス用紙の再利用(裏面利用)を徹底する。

#### **水道**

トイレでの2度流し、水の流しっぱなしなどをやめ、節水に努める。

#### **容器類**

空き缶、ペットボトルなど容器・包装物について、分別を徹底しリサイクルに努める。